

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 197,613 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,515,358 千円

（単位：千円）

区 分	令和3年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A - B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	1,081,183	103,463	977,720	341,468	177,328	64,335	394,589	51,457
	老人福祉費	772,138	55,760	716,378	19,325	61,071	13,680	622,302	81,152
	児童福祉費	1,653,514	1,620	1,651,894	938,991	290,208	66,505	356,190	46,450
衛生費	保健衛生費	448,709	171,517	277,192	93,300	2,542	39,073	142,277	18,554
合 計		3,955,544	332,360	3,623,184	1,393,084	531,149	183,593	1,515,358	197,613

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分